

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項第1条第1項に係る特記仕様書

本業務委託は、賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

- 1 本業務委託における直接人件費とは、受託者が本業務委託に直接従事する者に、本業務委託に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

なお、本業務委託に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、業務管理費として計上すること。

- 2 本業務委託における賃金水準及び物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

- 労務単価（該当労務単価：設計業務委託等技術者単価）
 埼玉県最低賃金（以下「最低賃金」という。）
 その他（ ）

(2) 物価水準

- 物品の単価（該当物品： ）
 労務単価を基に算出した経費
 消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）
 その他（ ）

- 3 本契約の変更金額の算出方法は次のとおりとする。

- 本市設計書による算出
 受託者から提出された契約金額内訳書による算出

（ただし、直接人件費については、受託者の契約金額内訳書中の直接人件費に、履行開始日時点の賃金水準と、変更請求時の賃金水準を比較した変動率を乗じた値を上限とし、直接物品費（変動）については、受託者の契約金額内訳書中の直接物品費（変動）に、履行開始日時点の物価水準と変更請求時の物価水準の変動率を乗じた値を上限とする。）

- 上記2種の併用